

一般社団法人 新潟県歯科技工士会  
会員管理及び会費規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人新潟県歯科技工士会（以下、「本会」という。）の定款第3章の規定に基づき、会員における入退会についてその手続きを定めるとともに、会員が有する権利並びに本会に納入する会費額について明示し、もって適正な会費管理を行う事を目的とする

(会員の資格)

第2条 本会の会員は、定款第5条の区分においてそれぞれの権利義務を有する。

(入会金及び会費)

第3条 定款第7条における会員の入会金及び会費は、各項毎に別表とする。

2 資格者会員として入会を希望するものは入会金を本会に納入しなければならない。

(入会の申し込み)

第4条 資格者会員として入会を希望する者は、本会所定の入会申込書（様式1）に記入捺印し、第3条に定める入会金を添え本会へ提出するものとする。

2 事業所会員として入会を希望する者は、本会所定の入会申込書（様式2）に記入捺印し、本会へ提出するものとする。

(入会の承認)

第5条 本会は、入会申込書を受けたときは、速やかに理事会において審議し、承認を得た場合は申込者に連絡する。

2 入会日は、本会が入会申込書を受理した日とする。

(変更)

第6条 会員は、登録内容に変更が生じた場合は速やかに本会所定の変更届け（様式3）に記入捺印し本会に提出するものとする。

(退会等の手続き)

第7条 会員は、退会する場合、本会所定の退会届（様式4）に記入捺印し、本会へ提出するものとする。

2 前項による退会日は、退会届が本会に到着した日とする。

3 会員が死亡した場合には、その遺族が第1項に準じ届け出るものとする。

4 退会者は退会日に属する月度分まで会費を支払わなければならない。ただし、年払制の会費は、退会日の属する年度分まで支払うものとする。

(会費の免除)

第8条 次の場合、会費及び入会金を免除することができる。

- (1)女子会員の出産ならびに育児に伴う事情の為、出産後 3 ケ月以内に会長に会費免除を申請したときは、資格者会費を免除することが出来る。免除期間は出産した月より 2 年とするが、期間中に免除の理由が消滅した場合は翌月より免除期間を終える。
- (2)満 66 才以上の会員については、本人より申し出があった場合資格者会費を半額免除する。
- (3)70 才を迎えた会員については、次年度 4 月からの資格者会費を免除する。
- (4)満 75 才以上の会員については、資格者厚生会費を免除する。
- (5)3 ケ月以上病休中又は、休職中の会員については、資格者会費を免除する。
- (6)歯科技工士学校卒業後 15 年以内のもの又は開業 3 年以内の入会者については入会金を免除する。ただし事由により就業できなかった期間は加算しないものとする。
- (7)新卒者については、入会月より翌年 3 月まで資格者会費を免除する。

(会員へのサービス内容)

第9条 本会は、会員に対する次のサービスを提供する。ただし、会員種別等により、その提供範囲並びに受領内容等が異なる場合がある。

- (1) 機関誌その他刊行物の受領
- (2) 本会ホームページ等における会員専用ページの閲覧
- (3) 郵便、ファクシミリ、電子メール等による本会活動等情報の入手
- (4) 本会が実施する調査、研究事業に関する資料、報告書等の入手
- (5) 本会が主催等する会議、研修会等への参加
- (6) 本会が販売する書籍、物品等の購入等

(サービス内容の変更)

第10条 本会は、前条のサービス内容を本会ホームページにおいて公開する。

2 前項のサービス内容への追加・削除・変更は、本会ホームページ等において告知する。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 会員は、その権利を第三者に譲渡並びに貸与してはならない。

(秘密保持)

第12条 本会は、会員に関する情報及びサービスの提供上知り得た情報を他に開示、漏洩せず、サービスの提供に必要な範囲を超えては使用しない。

(禁止事項)

第13条 会員は、次に定める行為をしてはならない。

- (1) 本会または他者の著作権、商標権等知的所有権を侵害する行為、または侵害するおそれが著しく高い行為
- (2) 他者の財産、権利、プライバシー等を侵害する行為、または侵害するおそれが著しく高い行為
- (3) 他者を差別、誹謗中傷し、または名誉若しくは信用を著しく毀損する行為
- (4) 詐欺等の犯罪に密接に結びつく行為またはそのおそれが著しく高い行為

- (5) 本会に損害を与える行為、またはおそれが著しく高い行為
- (6) 他者になりますとしてサービスを利用、または情報提供する行為

(損害賠償)

第14条 本会は、会員が前条の禁止事項に違反し、またはその他の事由により、本会に損害を与えたときは、会員等に対しその賠償を求めることができる。

(免責)

第15条 本会は、会員が第9条に定めるサービスを自発的に利用し展開する行為により、第三者との間で生じたトラブル等に関して、一切の責任を負わないものとする。

(規程の制定と改廃)

第16条 この規程の制定は、一般社団法人新潟県歯科技工士会の総会の決議による。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附則

1 この規定は、平成27年5月23日より施行する。

会員管理及び会費規程別表

【会費・入会金一覧】

入会金		一律	15万円
会費	資格者会費	月額	1,600円
	事業所会費	月額	1,700円
	資格者厚生会費	月額	700円